

処分基準

平成18年 6月 1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第75条第2項
処 分 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：佐賀県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第75条第1項（自動車の使用者の義務等） 道路交通法施行令第26条の6（自動車の使用の制限の基準）
処 分 基 準： 別添のとおりである。
問 い 合 せ 先：佐賀県警察本部交通部交通指導課企画指導係 (電話0952-24-1111 内線5124)
備 考：令和元年12月3日改訂